決 定 名古屋市中区 a 町 b 丁目 c 番地

抗 右抗告人は、東京地方裁判所の裁判長が昭和三十年八月四日抗告人に対し訴状に

石机告人は、東京地方裁判所の裁判長が昭和二十年八月四日抗告人に対し訴状に 印紙を貼るように命じた補正命令に対し即時抗告をなした。 〈要旨〉しかしながら補正命令は、民事訴訟法上一般に抗告をなすことを認めてい る同法第四百十条にいう「ロ頭弁〈/要旨〉論ヲ経スシテ訴訟手続ニ関スル申立ヲ却下 シタル命令」ではないし、また同法中これに対し特に抗告をなすことを認めた法文 もないから、抗告人が右補正命令に対してなした本件抗告は許されないものといわ なければならない。尤も抗告人が補正命令に定めた印紙を貼らないと、裁判長は命 令を以て訴状を却下するのであろうが、この訴状却下の命令に対しては即時抗告を オスニとができることが同法第二百二十八条第三項に定められているから、技生人 することができることが同法第二百二十八条第三項に定められているから、抗告人 はそのときこの補正命令の当否についても判断を受けることができるわけである。

どのみち本件抗告は不適法であるから次のように決定する。

本件抗告を却下する。

(裁判長判事 内田護文 判事 原増司 判事 高井常太郎)